

八幡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

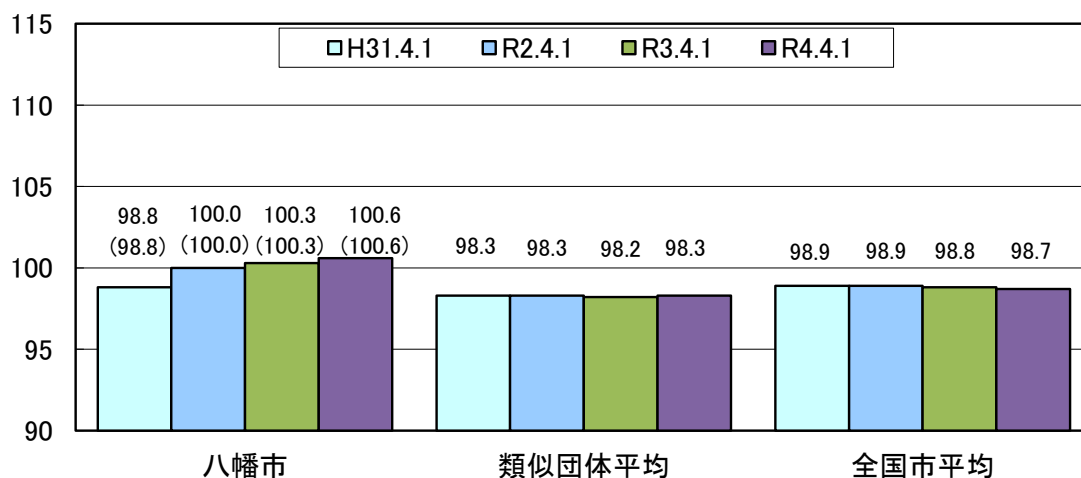
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
令和3年度	人 69,952	千円 30,157,778	千円 829,538	千円 5,992,896	% 19.9	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				費計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和3年度	人 549	千円 1,893,738	千円 566,208	千円 818,287	千円 3,278,233	千円 5,971	千円 6,120	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は地域手当補正後ラスパイレス指数で、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものです。（補正前のラスパイレス指数×（1+本市の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市における人口急増時に大量採用された職員の退職がほぼ収まり、高年齢層の職員の減少及び中堅・若年層職員の増加により職員構成が変動する中で、中堅・若年層職員のうち管理・監督職に昇格する職員が増えたことにより、ラスパイレス指数が3年前より1.8ポイント上昇し、100を超える結果となりました。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 国家公務員の給与の改定等に準じて、給料表の水準を平均で2%引下げ。給料表の改定に伴い、改正後に受ける給料月額が改正前に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置として給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給しています。平成28年度の給与改定後は平成28年4月に遡及し、給料表の水準を平均で0.2%引き上げています。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、本市においても6%を支給します。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施しています。段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日からは6%を支給しています。
 (参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度～3 年度の支給割合	令和4年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
八幡市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡市	38.7 歳	295,600 円	383,848 円	340,458 円
京都府	41.8 歳	310,247 円	402,224 円	359,754 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.5 歳	309,908 円	392,862 円	356,010 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
八幡市	43.3 歳	50 人	277,000 円	340,236 円	308,744 円	—	—	—
うち清掃職員	43.4 歳	30 人	290,800 円	368,863 円	322,800 円	廃棄物処理業 従業員	47.0 歳	306,000 円
うち学校給食員	41.3 歳	12 人	235,600 円	277,583 円	268,183 円	調理士	43.9 歳	253,700 円
うち用務員	51.7 歳	3 人	335,800 円	369,167 円	367,167 円	用務員	49.1 歳	236,600 円
京都府	57.1 歳	124 人	357,137 円	404,468 円	388,613 円	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—
類似団体	52.2 歳	18 人	321,235 円	375,706 円	353,127 円	—	—	—

区 分	参 考			
	A / B	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C / D
八 幡 市	-	-	-	-
うち清掃職員	1.21	5,914,156 円	4,266,500 円	1.39
うち学校給食員	1.09	4,450,296 円	3,368,300 円	1.32
うち用務員	1.56	6,098,304 円	3,187,900 円	1.91

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成31～令和3年の3ヶ年各年度の人数で加重平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
八 幡 市	39.8 歳	304,400 円	352,608 円
京 都 府	40.2 歳	349,401 円	398,974 円
類似団体	41.0 歳	307,579 円	356,415 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		八 幡 市	京 都 府	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,000 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	156,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	154,200 円	- 円	- 円
	中学卒	145,500 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	182,200 円	213,300 円	- 円
	高校卒	154,900 円	- 円	- 円

(注) 平成24年度に国の行政職俸給表(二)に準じた新しい給料表を新設し、平成25年4月1日から技能労務職に適用しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,000 円	320,500 円	335,500 円	343,700 円
	高校卒	223,200 円	295,800 円	324,800 円	337,300 円
技能労務職	高校卒	221,100 円	292,900 円	321,600 円	333,900 円
	中学卒	207,400 円	279,000 円	311,200 円	330,200 円

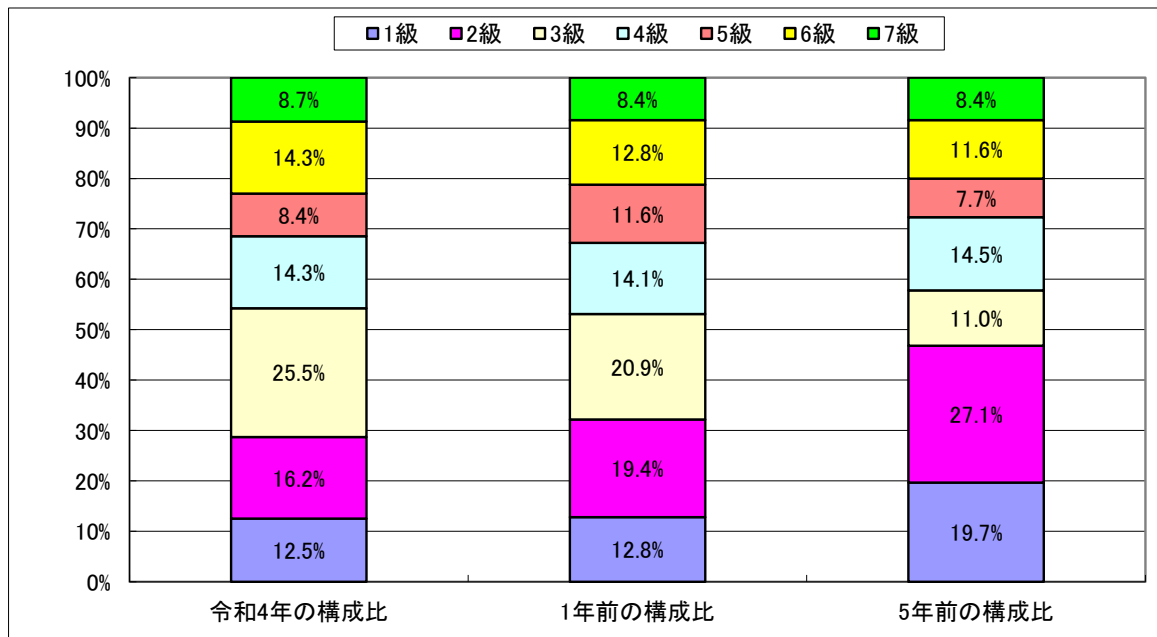
(注) 該当者がいない階層については、モデルによる給料額を記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

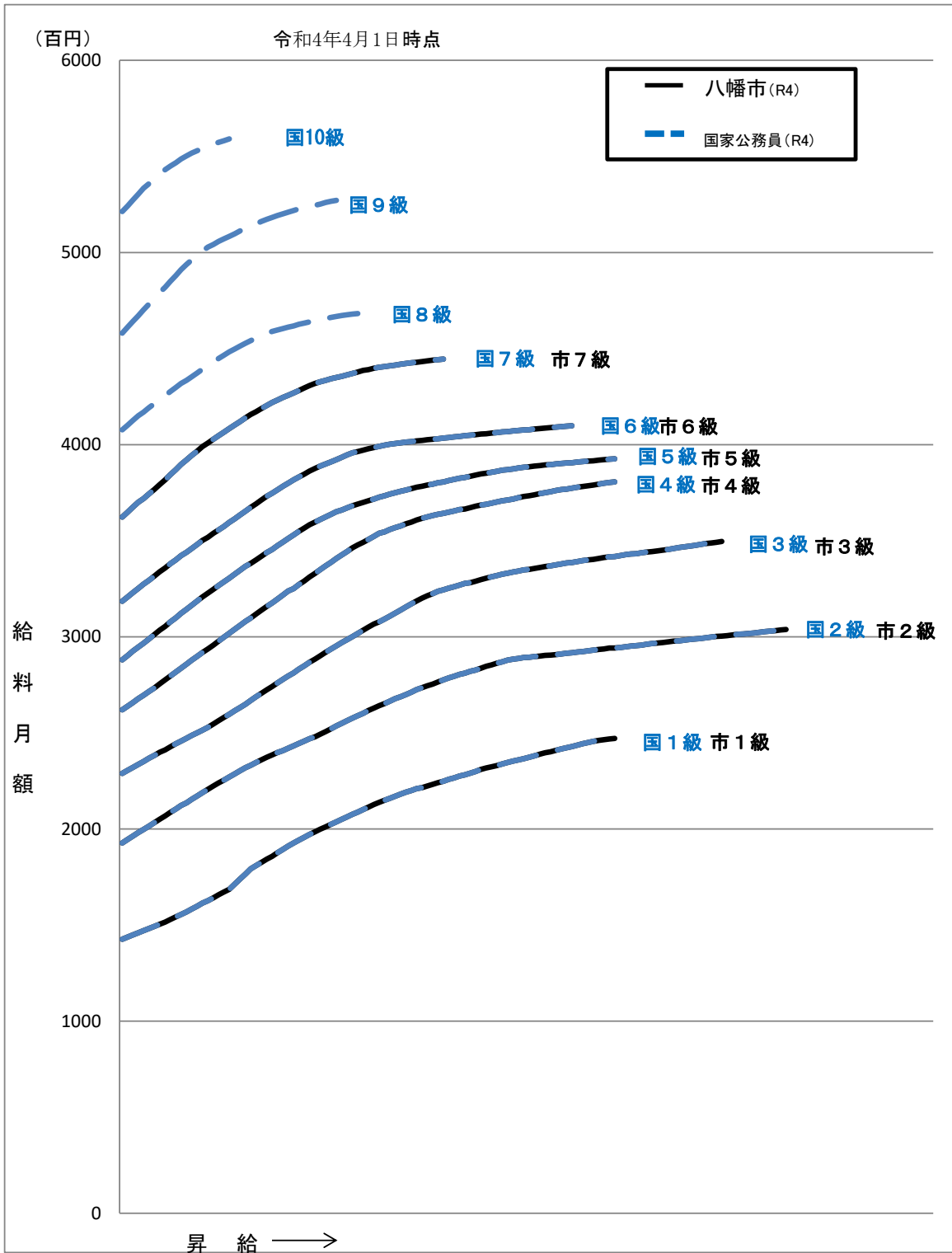
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	補助的又は定型的な業務を行う職務	40人	12.5%	146,100円	247,600円
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	52人	16.2%	195,500円	304,200円
3級	主任の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	82人	25.5%	231,500円	350,000円
4級	係長若しくは主査の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務で規則で定めるもの	46人	14.3%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務で規則で定めるもの	27人	8.4%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定めるもの	46人	14.3%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定めるもの	28人	8.7%	362,900円	444,900円

- (注) 1 八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 職務の級6級（困難な業務を行う課長補佐の職務）を廃止し、国家公務員一般職俸給表（一）の1級から7級までの俸給月額と同一にする条例改正を行い、平成30年4月1日から施行しています。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八幡市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

八幡市	京都府	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,460 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,586 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職手当の月額を加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合を示しています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（八幡市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

八 幡 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額			18,649 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績 (令和3年度決算)		118,431 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		207,047 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	6%	579人	6%
宇治市	6%	7人	6%
京都市	10%	3人	10%

(注) 人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員については、地域手当の支給率を八幡市が定める支給率から当該職員の勤務地が所在する市町村が定める支給率に改めました。(平成23年4月1日施行)

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績 (令和3年度決算)		24,467 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		173,525 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)		24.1 %		
手当の種類(手当数)		8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等未収金徴収事務に従事した場合の特殊勤務手当	税務担当職員	庁舎外での市税等の未収金徴収事務	8 千円	日額 200 円
保健衛生作業に従事した場合の特殊勤務手当	健康推進課又は環境保全課の職員	感染症の防疫等 野犬等捕獲 狂犬病予防接種	5 千円	日額 500 円 日額 800 円 日額 200 円
清掃作業に従事した場合の特殊勤務手当	環境事務所等の職員	清掃作業	8,491 千円	日額 1,100 円
消防作業等に従事した場合の特殊勤務手当	消防本部(署)の職員	消火等の作業又は救急作業	15,684 千円	消火等 1回につき400 円 救急作業 1回につき200 円
隔日勤務に従事した場合の特殊勤務手当	消防本部(署)の職員	隔日勤務に従事したとき		1回につき 給料 × 1/130
死体収容に従事した場合の特殊勤務手当	福祉事務所又は環境事務所の職員	人の死体収容 動物の死体収容	- 千円	1死体につき6,000 円 (従事職員1人につき2,000円限度) 1死体につき 800 円 (従事職員1人につき400円限度)
社会福祉業務に従事した場合の特殊勤務手当	福祉事務所の職員	生活指導のための家庭訪問業務又は立入調査業務	279 千円	日額 200 円
公共下水道、河川等の現場作業に従事した場合の特殊勤務手当	道路河川担当職員	汚水又は汚泥に関する作業	- 千円	日額 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和3年度決算)	167,585 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度決算)	343 千円
支給実績	(令和2年度決算)	140,003 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和2年度決算)	308 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○父母等 6,500 円 ○特定期間に係る加算各 5,000 円 15歳になる日以後の最初の4月1日から22歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子	同じ		52,532 千円	208,460 円
住居手当	○借家等 (家賃月額16,000円超対象) ・家賃27,000円以下 支給額=家賃-16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満 支給額=(家賃-27,000円)× 1/2+11,000 円 ・家賃61,000円超 28,000円(支給限度額) ※ 持家に係る手当はH22.4.1 付で廃止	同じ		42,468 千円	281,245 円
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期 相当額を一括支給 1月当り55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離 が片道2km以上の場合に距離 に応じて月額3,000円から 30,500円を支給	異なる	交通用具利用者 自動車等を使用し、通勤 距離が片道2km以上の 場合に距離に応じて月額 2,000円から31,600円を 支給	49,302 千円	109,560 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対し、職責に応じて支給 理事 82,000 円 部長職 63,000 円 部次長・参事 59,000 円 課長職 44,500 円 主幹 42,500 円	異なる	管理・監督の地位にある職員 に対し、職責に応じて俸給の 特別調整額として、46,300円 から139,300円を支給	59,890 千円	587,157 円
休日勤務手当	祝日法に規定する休日及び年未年 始の休日において「正規の勤務時間 中」に勤務を命じられた者に支給 勤務1時間につき 1時間当たりの給与額×135/100	同じ		28,576 千円	324,727 円
宿日直手当	勤務1回につき7,200円(7時間以内 の場合は3,600円) 常直的な勤務 月額21,000円(勤務 日数1/2の場合は10,500円)	異なる	勤務の態態に応じ、勤務1回 につき4,400円～21,000円 (勤務時間が5時間未満の 場合は1/2の額)	342 千円	5,262 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時 から翌日午前5時までの間に勤務 することを命じられた職員に支給 勤務1時間につき 1時間当たりの給与額×25/100	同じ		5,268 千円	86,361 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、週 休日又は休日において勤務した場 合に、勤務に従事した時間及び職 務の級に対して、勤務1回につき 1,500円～4,500円を支給	異なる	管理監督職員等が臨時又は 緊急の必要等により、週 休日等に勤務した場合に、 俸給の特別調整額の区分 等に応じ、勤務1回につき 3,000円～27,000円を支給	685 千円	12,018 円
児童手当		同じ		36,875 千円	216,912 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	848,700	円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 市 長	721,300	円	1,061,000 円 / 455,000 円
報酬	議 長	550,000	円	885,000 円 / 547,600 円
	副 議 長	500,000	円	737,000 円 / 366,000 円
	議 員	470,000	円	653,000 円 / 294,000 円
期末手当	市 長	(令和3年度支給割合)		
	副 市 長	3.35 月分		
退職手当	議 長	(令和3年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	848,700円×在職年数×550/100	18,671 千円	任期毎
		721,300円×在職年数×325/100	9,377 千円	任期毎

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における手当の見込額です。
- 2 市長及び副市長の給料月額については、国家公務員の給与改定に準じて、条例改正を行い、市長は847,000円から848,700円に、副市長は720,300円から721,300円に改定しました。(平成27年4月1日適用)

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減事由

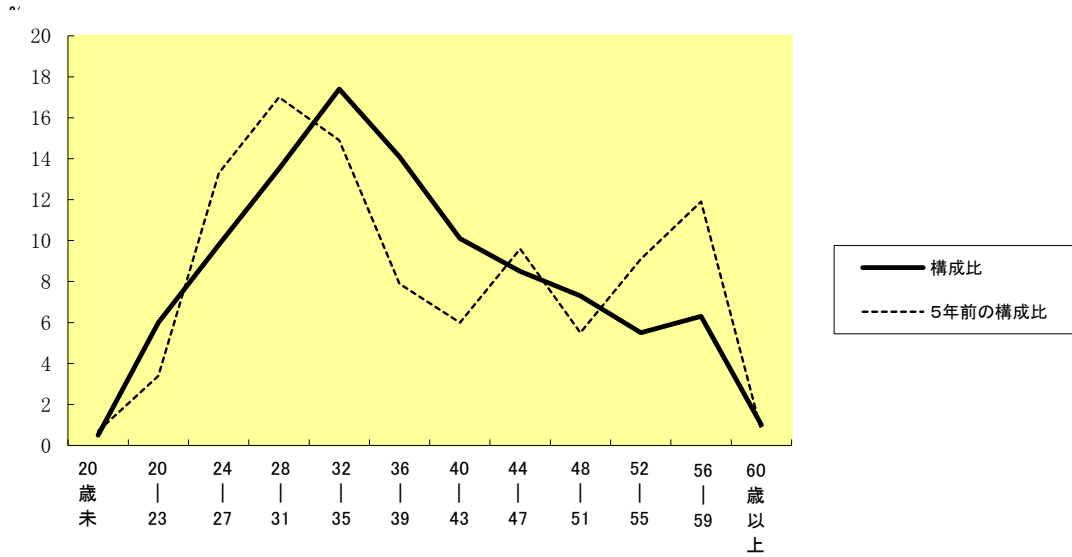
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普 通 会 政 部 計 門	一 般	議 会	7	6	△ 1	近畿市議会議長会の会長市担当終了による業務減に伴う議会 部門職員の減員 (△1)
		総 務	87	89	2	庁舎建替えによる業務増加に伴う管財部門職員の増員 (1) マイナンバー対応業務の増加に伴う戸籍等窓口部門職員の 増員 (1)
	行 政	税 務	28	28	0	
		労 働	1	1	0	
	部 門	農 林 水 産	9	8	△ 1	勤務体制の見直しによる農業一般部門職員の減員 (△1)
		商 工	9	9	0	
	計 門	土 木	40	40	0	
		民 生	145	146	1	勤務体制の見直しによる福祉事務所部門職員の減員 (△1) 勤務体制の見直しによる保育所部門職員の増員 (2)
	部 門	衛 生	65	65	0	
		計	391	392	1	<参考> 人口1万当たり職員数 56.04 人 〔類似団体の人口1万当たり職員数 67.14 人〕
		教 育 部 門	77	77	0	
		消 防 部 門	81	86	5	新名神高速道路高槻・八幡京田辺間開通に備えた必要な分署 設置を行うための計画的な消防部門職員の増員 (5)
	公 営 企 業 等 会 計 部 門	小 計	549	555	6	<参考> 人口1万当たり職員数 79.34 人 〔類似団体の人口1万当たり職員数 87.30 人〕
水 道		18	18	0		
小 計	下 水 道	9	8	△ 1	勤務体制の見直しによる下水道部門職員の減員 (△1)	
	そ の 他	33	34	1	後期高齢者医療連合への職員派遣に伴う後期高齢者医療部門 職員の増員 (1)	
	小 計	60	60	0		
合 計		609 [668]	615 [668]	6 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 87.92 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	37人	60人	83人	107人	87人	62人	52人	45人	34人	39人	6人	615人

(注) 職員数は教育長を除いた職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	388	389	386	392	391	392	4 (1.0%)
教育	79	81	77	77	77	77	△2 (△2.5%)
消防	68	71	77	81	81	86	18 (26.5%)
普通会計計	535	541	540	550	549	555	20 (3.7%)
公営企業等会計計	60	60	60	61	60	60	0 (0.0%)
総合計	595	601	600	611	609	615	20 (3.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業及び下水道事業

① 職員給与費の状況

決算（令和3年度）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
水道事業	千円 1,468,876	千円 39,381	千円 102,243	% 7.0	% 5.6
下水道事業	千円 1,568,224	千円 37,346	千円 43,986	% 2.8	% 2.5

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費（水道事業15,925千円、下水道事業8,655千円）を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業	人 20	千円 68,512	千円 19,809	千円 29,847	千円 118,168	千円 5,908	千円 6,028
下水道事業	人 10	千円 31,611	千円 7,943	千円 13,087	千円 52,641	千円 5,264	千円 5,920

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	八幡市	39.2 歳	328,400 円	517,965 円
	団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円
下水道事業	八幡市	39.8 歳	330,700 円	485,497 円
	団体平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

八 幡 市		比 較	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)	
水道事業	1,583 千円	一般行政職	1,460 千円
下水道事業	1,411 千円	団 体 平 均 水道事業	1,457 千円
		下水道事業	1,434 千円
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合) 一般行政職	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.9 月分	2.55 月分	1.9 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況) 一般行政職	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5% ~ 15%		役職加算 5% ~ 15%	
管理職手当の月額を加算		管理職手当の月額を加算	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合を示しています。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

八 幡 市			比 較		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(一般行政職支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 一般行政職 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
水道事業	該当者なし		一般行政職	18,649	千円
下水道事業	該当者なし		団体平均 水道事業	22,391	千円
			下水道事業	6,569	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和3年度決算)	水道事業	3,975 千円	
	下水道事業	1,771 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	水道事業	220,833 円	
	下水道事業	221,375 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
八 幡 市	6 %	水道事業	18 人
		下水道事業	8 人
			6 %

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和3年度決算)	下水道事業	1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	下水道事業	250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	下水道事業	44.4 %	
手 当 の 種 類 (手当数)			1 種類
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
公共下水道等の現場作業に従事した場合の特殊勤務手当	下水道担当職員	汚水又は汚泥に関する作業	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令和3年度決算)	水道事業	6,279 千円
	下水道事業	3,401 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	水道事業	483 千円
	下水道事業	486 千円
支 給 実 績 (令和2年度決算)	水道事業	5,737 千円
	下水道事業	2,236 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	水道事業	478 千円
	下水道事業	373 千円

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○父母等 6,500 円 ○特定期間に係る加算各 5,000 円 15歳になる日以後の最初の 4月1日から22歳になる日 以後の最初の3月31日まで の間にある扶養親族たる子 	同じ		水道事業 2,604 千円 下水道事業 938 千円	水道事業 260,400 円 下水道事業 234,500 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○借家等 (家賃月額16,000円超対象) ・家賃27,000円以下 支給額=家賃 - 16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満 支給額=(家賃-27,000円) × 1/2+11,000 円 ・家賃61,000円超 28,000円(支給限度額) ※持家に係る手当はH22.4.1付 で廃止 	同じ		水道事業 846 千円 下水道事業 642 千円	水道事業 282,000 円 下水道事業 321,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期 相当額を一括支給 1月当り55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離 が片道2km以上の場合に距 離に応じて月額3,000円から 30,500円を支給 	同じ		水道事業 2,202 千円 下水道事業 684 千円	水道事業 129,529 円 下水道事業 114,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対し、職責に応じて支給 部長職 63,000 円 部次長・参事 59,000 円 課長職 44,500 円 主幹 42,500 円	同じ		水道事業 2,508 千円 下水道事業 534 千円	水道事業 627,000 円 下水道事業 534,000 円
宿日直手当	勤務1回につき7,200円(7時間以内 の場合は3,600円) 常直的な勤務 月額21,000円(勤務 日数1/2の場合は10,500円)	同じ		水道事業 22 千円 下水道事業 4 千円	水道事業 5,500 円 下水道事業 4,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、 週休日又は休日において勤務した 場合に、勤務に従事した時間及び 職務の級に対して、勤務1回につき 1,500円～4,500円を支給	同じ		該当者なし	該当者なし
児童手当		同じ		水道事業 1,720 千円 下水道事業 690 千円	水道事業 245,714 円 下水道事業 172,500 円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			A/B	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
八 幡 市	清掃職員	30 人	43.4 歳	290,800 円	368,863 円	322,800 円	廃棄物処理 業従業員	47.0 歳	306,000 円	1.21
	学校給食	12 人	41.3 歳	235,600 円	277,583 円	268,183 円	調 理 師	43.9 歳	253,700 円	1.09
	用 務 員	3 人	51.7 歳	335,800 円	369,167 円	367,167 円	用 務 員	49.1 歳	236,600 円	1.56
	そ の 他	5 人	42.2 歳	258,200 円	301,800 円	287,020 円	-	-	-	-
	計	50 人	43.3 歳	277,000 円	340,236 円	308,744 円	-	-	-	-
京都府	124 人	57.1 歳	357,137 円	404,468 円	388,613 円	-	-	-	-	
国	2,114 人	51.1 歳	286,570 円	-	328,416 円	-	-	-	-	
類似団体	18 人	52.2 歳	321,235 円	375,706 円	353,127 円	-	-	-	-	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員構成の状況

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
清掃職員	0 人	1 人	4 人	5 人	3 人	0 人	0 人	0 人	2 人	8 人	7 人	0 人	30 人
学校給食	0	0	0	1	0	3	5	2	1	0	0	0	12
用 務 員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
そ の 他	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	5
計	0	1	4	6	4	3	6	5	5	9	7	0	50

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

平成25年4月1日から、国の技能労務職に適用する行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用しています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当等を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

本市の一般事務職と同様に、毎年4月1日に、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。この標準の昇給の号給数から、4月1日前1年間に病気休暇が30日を超える者、欠勤がある者、懲戒処分を受けた者等の昇給の号給数を調整します。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、民間の類似職種従事者や国、府における同種の職種に従事する職員の給与等を参考としつつ、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

なお、技能労務職員については平成12年度以降、退職者不補充を継続してきましたが、今後も保育園・小学校調理員など正規職員配置基準がある場合の必要最低限の補充等を除き、人員の不足分は会計年度任用職員、定年退職者の再任用、民間委託等で対応します。

3 具体的な取組内容

本市の技能労務職の給料表については、平成24年度までは一般事務職と同じ国の行政職俸給表(一)に準じたものを適用していましたが、条例改正により平成25年4月1日からは、職務の級1級から5級で構成する国の技能労務職用の給料表である行政職俸給表(二)に相当する給料表へ移行しています。